

熊谷市A I オンデマンド交通導入支援業務委託 公募型プロポーザル競争実施要領

1 趣旨

本要領は、熊谷市A I オンデマンド交通導入支援業務委託を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務等概要

- (1) 名称：熊谷市A I オンデマンド交通導入支援業務
- (2) 目的：本市では高齢化に伴う免許返納者の増加、運転手不足の深刻化に伴い、移動困難者が今後ますます増えていくことが懸念されている。限られた交通資源を有効に活用しながら、住民の移動手段の維持・確保を図る手段として、令和7年3月に策定した「熊谷市M a a S基本計画」に基づき、A Iを活用したオンデマンド交通サービスを導入する。最小限の人員で最大の輸送を可能とすることで、持続可能な地域公共交通を構築することを目指す。
- (3) 業務内容：熊谷市A I オンデマンド交通導入支援業務委託仕様書参照
- (4) 委託期間 契約日から令和8年3月31日（火）まで

3 予算額

費用の上限は、20,655,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式 「公募型プロポーザル競争方式」

5 プロポーザル競争採択理由

A I オンデマンド交通の導入のためには交通政策の専門的な知識を前提とした効率的かつ効果的なシステムを設計・構築するための専門的な知見を有していることが求められ、専門的知見、経験などの業務実績を踏まえた提案が受けられる公募型プロポーザル競争方式が最適であると考える。

6 参加資格

- (1) プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間にお

いて、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は熊谷市物品等競争入札の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

イ 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 令和４年度から令和６年度までの間に地方自治体が発注した AI オンデマンド交通導入支援又はシステム構築を完了した実績があること。

カ 上記オに示す業務に関して十分な経験を有し、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できること。（直接的に雇用している者に限る。）
また、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が３か月以上ある社員であること。
※なお、恒常的な雇用関係を証明するために、健康保険証の写し、または、雇用保険被保険者の写しを提示すること。

キ 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当しないこと。

（ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（エ） 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 契約の相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク アの規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要とされる場合において、資格者名簿の未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

(ア) 概要書（参考様式１）

(イ) 使用印鑑届（参考様式２）

(ウ) 履歴事項全部証明書

(エ) 財務諸表

(オ) 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(カ) 業務実績関係書類

(2) 協力連携事業者要件

単体の法人が本業務の提案をするにあたり、より説得力があり、実現性の高い計画とし、今後のシステム導入を円滑に進めるものとするため、協力できる事業者との連携を行う場合は、６ 参加資格に掲げるウからキの要件すべてを満たす事業者と連携することとする。

7 募集概要

(1) 募集方法

公告及びホームページにより公募するものとする。

(2) 申込方法

実施要領で定める企画提案書を提出期限までに提出する。

提出方法は、企画課へ持参、郵送もしくは電子メールによるものとする。

電子メールによる場合は、PDF化したデータとし、送信後は電話による受信確認の実施を行うものとする。

提出期限 令和7年4月18日（金）17時 ※必着

提出先 総合政策部企画課

8 審査概要

(1) 一次審査

ア 審査方法

一次審査のため提出された参加申込書、会社等概要整理表及び業務実績調書、スケジュール、システム提案書について、企画課において書面審査し、二次審査対象を選出する。

なお、参加者が4者以上の場合は、以下の一次審査採点表に基づき、二次審査の対象とする上位3者を選定する。

一次審査採点表

評価項目	審査の視点	配点 (基準点)
実績	業務の遂行に当たり、十分な実績を有しているか。	20点
体制	業務の遂行に当たり、適切な体制の提案となっているか。	20点
スケジュール	実行可能なスケジュールが計画されており、業務の進捗が滞った際の対応が示されているか。	10点
合 計		50点

イ 通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査に関する通知」を行う。

一次審査で各条件を満たしていなかった者については、その旨を書面にて通知する

(2) 二次審査

実施要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書について、以下の方法により熊谷市 AI オンデマンド交通導入支援業務委託プロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア 審査方法

(ア)日 時 令和7年5月8日(木)

(イ)場 所 熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所 議会棟2階 第1委員会室

(ウ)持ち時間 各社３０分以内（プレゼンテーション２０分以内、委員からの質疑１０分以内）

(エ)内 容 提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。

(オ)参加人数 プレゼンテーションの参加人数は、管理技術者を含め３名以内とする。

(カ) 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が２人以上ある場合は、「ＡＩオンデマンド交通システムの利便性」の点数が最も高い者を契約候補者とする。更に同点の場合は、「ＡＩオンデマンド交通導入のための支援提案」の点数の最も高い者を契約候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第３位の合計評価点を得た者を第３位候補者として特定する。

(ウ) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員１人当たり）

評価項目			審査の視点	審査配点
1	基本事項	実績	・過去３年以内において、地方自治体から類似の業務を受託した実績があり、良好な実績をあげているか。	10
		業務体制	・業務の進行に十分な人員体制がとられており、適切な体制及びスケジュールの提案となっているか。	20
2	提案書	ＡＩオンデマンド交通システムの利	・提供されるシステムは市民にとって使いやすいものであるか。	20

		便性	・ A I オンデマンド交通運行において効率的な配車を行うことに適した仕様であるか。	
		A I オンデマンド交通導入のための支援提案	・ 説明会の実施やシステム以外の成果物について、運行サービスの利用促進が期待される提案であるか。	10
3	プレゼンテーション	理解度	・ 業務責任者、担当者の業務に対する理解度や意欲が十分であり、円滑な業務履行が期待できるか。	20
4	提案価格評価	提案価格	$\frac{20 \text{点} \times \text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$ ※小数点以下第 2 位を四捨五入	20
	合計			100

(エ) 評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、最も優れた提案をした 1 者のみに満点を付し、それに比較して他者には 2 点以上減点した点数を付す。
(他者の点数は同点数可)

なお、参加が 1 者の場合、上記満点を付す考えは適用しない。

(オ) 最低基準点の設定

最低基準点については、6 割以上とする。

ただし、1 者のみの応募の場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の 6 割とする。

(カ) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

9 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和 7 年 5 月 1 4 日（水）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が 1 者であった場合は、当該提案者の評価点

は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 契約候補者の選定理由

オ 熊谷市 AI オンデマンド交通導入支援業務委託プロポーザル審査委員会委員
の氏名及び選任理由

10 契約締結

選定後、契約候補者と協議を行い、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が不成立となった場合には、次点候補者と熊谷市で同様の協議を行うものとし、さらに次点候補者との協議が不成立となった場合には、第3候補者と熊谷市で同様の協議を行うものとする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

12 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

13 その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに企画課宛に提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示し、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

成果品の著作権については、原則として市に帰属するものとする。ただし、提案内容に関し第三者に帰属する著作権等に抵触する可能性がある場合には、市と受注者の間で別途協議するものとする。

14 日程

令和7年4月 1日（火）実施公告及び参加申込及び質問開始

4月 8日（火）質問締切

4月11日（金）質問に対する回答

4月18日（金）参加申込、一次審査提出書類提出締切

4月22日（火）一次審査決定通知

4月30日（水）二次審査提出書類締切

5月 8日（木）二次（プレゼンテーション）審査

5月14日（水）選定結果通知

15 問合せ先

熊谷市総合政策部企画課

住 所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電 話：０４８－５２４－１１１１（内線５２９）

FAX：０４８－５２５－９２２２

E-mail：kikaku アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。